

事務補佐員（障害者雇用）の募集（出入国在留管理庁）

令和8年2月25日

出入国在留管理庁では、以下の職員を募集しています。

1 業務内容

一般行政事務の補助的業務

（データ入力・補正事務、書類作成・整理及び電話対応・窓口業務等）

2 勤務場所

出入国在留管理庁

東京都千代田区霞が関1-1-1

3 応募資格

- ・日本国籍を有する者
- ・高校卒業又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者
- ・パソコン操作（Word・Excel等）ができる者
- ・細かい事務作業に自信のある者

4 勤務日及び勤務時間

月曜日から金曜日（祝日を除く）

（1）8時30分から17時15分（休憩時間12時から13時）

（2）9時00分から17時45分（休憩時間12時から13時）

（3）9時30分から18時15分（休憩時間12時から13時）

上記（1）から（3）のいずれかの時間帯となります。また、状況に応じて勤務開始時間に変更となる場合があります。

5 雇用予定期間

令和8年5月1日から令和9年3月31日まで

※雇用期間満了後、業務の必要性等によっては、勤務成績が良好な場合等に、雇用期間更新の可能性があります。

6 休暇

人事院規則に基づき有給休暇・無給休暇を取得することができます。

7 給与等

日額 約10,842円から約13,942円（学歴等により決定）

また、在職期間等を考慮の上、賞与が支給されます。

そのほか交通費相当額を別途支給します（人事院規則等の定めに基づき算定）。

8 社会保険・災害補償

（1）健康保険、厚生年金保険

新規採用の場合、法務省共済組合（国家公務員共済組合）の短期組合員として短期給付（健康保険）が適用され、短期掛金（40歳以上の場合は介護掛金も含む）、厚生年金保険料を徴収されます。それ以降、再採用された場合で一定の条件を満たしたときには、法務省共済組合（国家公務員共済組合）の長期組合員として社会保険の適用を受けます。

（2）雇用保険

雇用保険の加入となります。

※一定の条件を満たして勤務した場合、国家公務員退職手当法が適用され、雇用保険の加入を外れます。

（3）災害補償

公務・通勤災害に基づく負傷等の場合は、国家公務員災害補償法による補償を受けることができます。このため、労災保険には加入しません。

9 応募方法

下記13の連絡先まで、履歴書（顔写真貼付）及び職務経歴書各1通を送付してください。

業務遂行上の配慮の確認のため、障害種別、等級、障害の状況や配慮事項等を可能な範囲で応募書類に記入してください。障害種別と等級の記載につきましては、障害者手帳等の写しでも代用可能です。

10 応募締切日

令和8年3月12日（木）（必要書類必着）

11 選考方法

（1）1次選考

書類選考

※上記10の応募締切日から開庁日5日間以内に通過者にのみ電話連絡します。

(2) 2次選考

面接試験（令和8年3月23（月）を予定）

※1次選考合格者にのみ電話連絡の上、面接を実施します。

1.2 募集人数

1名

1.3 連絡先

〒100-8973 東京都千代田区霞が関1-1-1

出入国在留管理庁総務課人事係

045-370-9755（内線6843）

（平日9時30分から18時15分まで）

1.4 その他

履歴書については、市販の様式で差し支えありませんが、業務上有用と思われる資格や経験を記載してください。

応募書類の持ち込みは受け付けておりません。（郵送のみ）

送付いただいた応募書類は、返送いたしません。

なお、応募により取得した個人情報は、事務補佐員採用手続事務の目的以外に利用することはありません。